

令和4年度 第1回静岡市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 日 時

令和4年5月27日(金) 19時15分～20時30分

2 場 所

駿河区役所 3階 大会議室

3 出席者

(委員)櫻井委員、瀧委員、西尾委員、望月委員、中村知子委員、田辺委員、
井上委員、稲垣委員、鈴木委員、隅倉委員、紅林委員、木村委員、
中村眞澄委員

(行政)健康長寿推進監兼地域包括ケア推進本部長 千須和
地域包括ケア推進本部次長 繁田

4 事務局

保健福祉長寿局 地域包括ケア推進本部 地域支え合い推進係
葵福祉事務所高齢介護課
駿河福祉事務所高齢介護課
清水福祉事務所高齢介護課

5 傍聴者

0人

6 報告事項

(1)令和3年度地域包括支援センター運営状況報告及び活動実績等について

事務局:資料1-1～3、説明

櫻井会長:

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたらお願いします。

中村(眞)委員:

資料1-1、1, (3)の人員体制について、29 センターのうち傷病休暇などで未配置が生じたセンターが半数あるということで、このことで運営が行き届かなくなったり、著しく低下するような勤務になっているなどの事情があるのか気になったので、教えていただけたらと思います。

事務局:

配置についてですが、以前も協議会の中で何度かお話ししましたが、介護全体が人員不足のため、募集をかけてもなかなか人が充足しないという状況があります。病気の休暇でお休みしたという方もおりますが、病気の詳しい状況については各法人での対応となっておりますので、こちらが詳細について把握していません。病気についての休暇について、具体的には精神疾患などをさしているのでしょうか。

中村(眞)委員:

それも含めてです。同じ介護の現場で働くものとして、センターをととても頼りにしているので。健康はとにかくなんとか保持、維持していただけたらという思いで、こんなにやめてしまう人がいるのかが読み取れたのでお願いします。

事務局:

こちらで把握している昨年度の状況は、精神疾患でお休みした方は 1 名のみです。それ以外の病気については、コロナウイルス感染や、濃厚接触ということでその期間お休みした方がいらっしゃいましたが、それ以外の病気についてはこちらでは特に認識しておりません。

中村(眞)委員:

ありがとうございます。みんなで元気に働きたいなあと、言わせていただきました。

櫻井会長:

ありがとうございます。今の件でお聞きしたいのですが、例えば法人内で調整するなどという状況についてはどうでしょうか。

事務局:

長期お休みが出たときに法人によってですが包括の業務が止まらないように、法人から人を入れていただくこともあったりしますが、法人のほうでも人が不足しているということで、包括支援センターが欠員のままになってしまうことも実際にはございます。

櫻井会長:

今、中村委員が言ってくださったように、やはり、人員が減ってしまえばそれだけ活動も減るということにつながりますので、できれば法人内で何か対策をしていただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。他にご意見やご質問は何かございますか。

瀧委員:

令和3年度のセンターの配置が 153 名で、今年度変わらず 153 名という中で、12,000 件も相談件数が増えてきているので、果たして今年度やっていけるのか、ヒアリングでそういうところのセンター自身の声というものはありますか。

事務局:

資料1-3、1 ページ目の下をご覧ください。センターの人員配置について書いてあります。高齢者人口 2,000 人ごとに 1 名増員という仕組みになっています。通常この全国的な体制に加え、静岡市としてはプラス 1 名追加の体制をとっていますので、他の市町村のセンターと比べると、比較的恵まれた体制にある認識です。しかしながら、人員を満たしていなかったとのことで、やはり、センターとしては大変な時期が続いたということは確認をしています。特に令和3年度については、コロナの緊急事態宣言が出た 9 月頃に急激に相談数が増えたセンターが多かった状況です。その後、数としては比較的状況が落ち着いてきたと報告を受けています。

瀧委員:

ありがとうございました。増員されたというのは、今年度新たにということですか。

事務局:

こちらは平成 29 年以降です。

瀧委員：

地域によって高齢者人口に対して、足りるのか、静岡市としても適正人数なのか継続して検討していただければと思います。

事務局：

ご意見ありがとうございます。

(2) 令和4年度地域包括支援センターの事業計画等に係るヒアリング結果について

事務局：資料2-1、説明

櫻井会長：

ありがとうございます。それでは、ご質問ご意見等はございますか。

鈴木委員：

すべてのセンターで一般介護予防やフレイル予防はいいことですが、実際に動いている介護予防事業として、S型デイサービスやでんでん体操は、コロナで止まっていますが、ウィズコロナとして、そろそろ再開をさせていかなければならない時期だと思います。開催にあたってのガイドラインを作るなど、体制の工夫についていかがでしょうか。

事務局：

こちらではS型デイサービスについて把握をしていますので、そのことについてお話しします。S型デイサービスはコロナ禍で中止をした会場が多くありました。静岡市としてはフェーズに応じた対応を示しており、時間の短縮や換気の状態、消毒の状況、そのような運営の指針を示し、なるべく継続して居場所として機能するように支援をしています。中止した会場も多くありましたが、その後、再開した会場も多くみられ、昨年度最終では278か所再開して活動ができました。今のところ、継続して中止している箇所は基本的にはない状況となっております。山間地などで人数がもともと小規模だったところが再開するパワーがなく、経過を見ている場所がありますが、基本的には再開ができています。

鈴木委員：

ありがとうございます。参加人数の制限はまだあるという理解でよろしいですか。

事務局：

一つの会場に集まる状況ですので、感染予防として制限しているのが現状です。

鈴木委員：

これからはそういう形でなく事前の検査や健康観察で人数制限を緩和していくことも大切かと思えます。場合によっては、抗原キットを配っておく、ワクチン3回接種をしておくなどの対策をしつつ、緩和していく方法を考えることも必要かと思えます。S型デイサービスの会場数の増加は限界近くかと思えます。

事務局：

ありがとうございます。運営側と協議しつつ進めたいと思います。

櫻井会長：

制限ばかりしているとなかなか前に進まないの、そこをどのように折り合いをつけていくか、市としても国や県の方針を見ながら検討していただけたらいいのかなと思います。ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

木村委員：

S型デイサービスを再開するにあたって、実際に現場の方々が実際に感染対策を具体的に教えてもらって参考になったということをお聞きしたので、前向きなアドバイスをしていただくことで、現場の人々も「だめ、だめ」で進めるよりも、どうしたら活性化できるかというところのアドバイスを助言していただくといいと思いました。一つ質問として、コロナ禍でなかなか活動ができない中でも相談件数が増えており、実際に展開していく中での難しさについて、後方支援として具体的に教えていただきたい。各センターが頑張っているところは見えるが、市として後方支援としては何があるのか教えていただきたい。

事務局：

センターも活動を止めることなく、模索しながらやっている状況です。ケア会議についても対面できなかつたときは、オンラインを利用して会議を開催しました。地域の方を交えるときにはセンターにお越しいただき、ハイブリット方式で開催するなど、いろいろな方法で開催しています。オンライン会議ができる環境は以前から整えており、シズケア*かけはしという県医師会の連携システムを利用して行っています。横のつながりでそれぞれのセンターがどんな取り組みをしているかということも、ヒアリングに伺ったときに戸惑うところについてはそれぞれのやり方を情報提供しています。

木村委員：

他のセンターがどんな取り組みをしているのか共有していくということ前回の部会でも求められていたのですが、今言われた様に、ひとつひとつセンターにヒアリングに行くことで、そこに必要な情報を提供していく等、行政からのサポートを見せるような形でしていただくといいと思いました。

櫻井会長：

他の委員の方で何かありますでしょうか。私のほうから、(4) 共通的基盤整備についてお聞かせいただきたいのですが、ケア会議だとかいろいろな会議のネットワークづくりを計画していると思いますが、一方でコロナの影響で対面での会議が困難な状況が続いていますが、これについて行政のほうで支援をすることを考えているのかということをお聞かせ願えますか。

事務局：

昨年度、話題に出ましたウェブ会議を開催する手段は市で費用負担を行い、ウェベックスを利用することができます。センターが会場を使って開催する場合に、会場費を市のほうで負担することや、アドバイザーをお願いするときの費用負担などコストについては支援をしています。ケア会議については各センターに一回は基幹的機能の職員がお邪魔させていただいて、状況の把握ができる体制をとっています。

櫻井会長：

ありがとうございます。手段がないからできないということが発生しないよう、きめ細かく支援をしていただけたらと思います。

(3)生活支援体制整備事業について

事務局:

資料3、資料④説明

櫻井会長:

それではこのことについて、ご意見、ご質問はございますか。

稲垣委員:

生活支援コーディネーターと地域包括支援センターの関係や生活支援コーディネーターの主体について教えてください。

事務局:

地域包括支援センターは生活支援コーディネーターと連携を取っていくことが地域支援事業実施要綱上にも定められています。協議体の中に地域包括支援センターの職員が入っており、ネットワークの充実につながると考えています。連携と連動を地域包括支援センターの職員と図っていくということが鍵となっています。

稲垣委員:

関係はわかったのですが、生活支援コーディネーターはどのような方を言っているのですか。

事務局:

今年度、社会福祉協議会に委託をお願いしております。葵区にては6名、駿河区には4名、清水区には5名の計15名に生活支援コーディネーターの配置をお願いしております。

稲垣委員:

社会福祉協議会との連携ということでよくわかりました。ありがとうございます。

隅倉委員:

私も地区社協に携わっており、この地域づくり会議の中に生活支援コーディネーターに入っているだけで、体制づくりを目指し、支え合い活動等を支援してもらっています。そういう中で、地区社協が主体となってセンターと一緒に各地区は動いています。

事務局:

生活支援体制整備事業については地区社協に大変お世話になっているところです。今年度、社会福祉協議会につきましては、地域福祉コーディネーターというまた違った種類のコーディネーターがおり、互いに強化する意味合いで別をお願いしています。さらに発展したものを今後、展開できればと思っています。今年度、民間の事業所の方にも多様な主体ということで、関りを持っていきたいと思っています。

櫻井会長:

ありがとうございます。他の方、よろしいでしょうか。

鈴木委員:

この資料には理想的というか、美しい絵が描かれていますが、仕様書には、会議の開催など、義務付けられているのですか。その実績報告はどこで、それは誰が評価しているのかということをお聞きしたいです。

教えていただきたい。

事務局：

先ほどピラミッドの絵の中で申し上げましたとおり、スライド⑧5ページのところで、地区学区単位の話し合いから、日常生活圏域の話し合い、区単位の話し合いを仕様書の中でお願いをしています。その報告についても、市域である地域包括ケア推進本部の方へ協議会の開催ごとに報告を挙げていただきます。私ども市域の協議体も年3回の開催を予定しております。

鈴木委員：

この地域包括支援センター協議会で話し合いがされるということではないという理解でよろしいですか。仕組みとしては承知しておくということによいですか。

事務局：

はい。

鈴木委員：

わかりました。

7 令和4年度地域包括支援センター運営協議会等の予定について

事務局：

資料4、説明

櫻井会長

今年度の協議会の予定について、何かありますでしょうか。

(発言なし)

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

この後、進行を事務局へお返しいたします。